

指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業の重要事項の説明

| | | | | | | |
|---------------|---|--------------|----|-------|------------|---------------------------|
| 事業所名 | こもればの森 マロンケアサービス | | | | | |
| 事業の種類 | 指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業 | | | 事業所番号 | 1610100784 | |
| 事業所の所在地 | 〒939-8281 富山市今泉西部町2番地5 VIPハイツ日本海201号室 | | | | | |
| 事業所連絡先 | 076-494-2880 | | | 管理者 | 水口 誠 | |
| 運営方針 | 当事業所は、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び関係市町村との密接な連携を図りつつ、お客さまの心身の状況、その置かれている環境及びご希望等の把握に努め、お客さまが可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の援助を行うものとします。 | | | | | |
| 従業者の職員体勢 | 職種 | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 計 | 業務内容 |
| | 管理者 | 介護福祉士 | 1人 | | 1人 | 一元的な業務の管理 |
| | サービス提供責任者 | 介護福祉士 | 3人 | | 3人 | 訪問介護計画の作成等 サービス提供等 |
| | サービス従事者 (訪問介護員) | 介護福祉士 | 3人 | 1人 | 4人 | |
| | | 実務者研修修了者 | | 3人 | 3人 | |
| | | 介護職員初任者研修修了者 | | 1人 | 1人 | |
| 事務員 | — | | | | 一般事務等 | |
| 営業日及び営業時間 | 1. サービス提供 営業日：365日 営業時間：24時間※原則として、個別援助計画に基づくものとします。 2. サービス受付 営業日：月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始12/30～1/3を除く）営業時間：午前9時～午後6時 | | | | | |
| 提供サービス | 体位変換、食事介助、入浴介助、清拭、排泄介助、掃除、洗濯、調理、買い物、通院等乗降介助等 | | | | | |
| その他の費用 | 1. サービスを提供するための交通費は、通常の実施地域内にお住まいの利用者につきましては無料となります。 2. 通常の実施地域以外の厚生労働大臣の定める地域に居住する方にサービスの提供を行った場合には、特別地域加算にあたり所定単位数の15%が加算されます。 3. 買い物、通院及び外出介助などのサービスを利用する際にかかる交通費は、原則としてお客さまにご負担いただきます。交通費は、通院及び外出介助の場合、同乗するマロンケアサービスのサービス従業者分を含む公共交通機関利用実費とし、片道みのサービスの提供であっても、往復におけるサービス従業者分の交通費をお客さまにご負担いただきます。 4. サービスを提供するため、利用者宅に自動車で訪問する場合において、その自動車をやむを得ず有料駐車場に駐車する場合には、その駐車場代は、利用者にご負担頂くものとします。 5. 介護報酬にかかる算定基準が改定され、「サービス利用にかかる自己負担額」に対して、「福祉・介護職員等処遇改善加算」を加算したものを利用料金として請求するものとする。 6. 当事業所が体制要件、人材要件重度対応要件等、厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事（市長）に届出をした場合には、その基準で規程されている区分に従い、特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）として、サービス利用料金に割増料金を加算するものとします。 | | | | | |
| 通常の事業実施地域 | 富山市全域 | | | | | |
| 緊急時等の対処方法 | 当事業所は、サービス提供中又はサービスの提供により、お客さまの容態に急変が生じ又は事故が発生した場合その他必要な場合には、速やかに救急隊、主治医、協力医療機関、市区町村、お客さまにかかる居宅介護支援事業所、ご家族等へ連絡する等の必要な措置を講じるものとします。 | | | | | |
| その他運営に関する重要事項 | 1. 利用者の請求に応じて、居宅介護計画書・重度訪問介護計画書及び作成したサービス実施記録を開示するものとします。 2. 当事業所の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者にもらさないものとします。 3. 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知徹底を図り、定期的な研修を実施するものとします。 4. 当事業所は利用者やほかの利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合は記録を残すものとします。また、身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知徹底を図り、定期的な研修を実施するものとします。 | | | | | |